

別紙2：廃棄物の排出海域

排出海域は、犬吠埼から約36km離れた、水深約400～700mの

- ①35° 44′ 46″ N 141° 15′ 46″ E
- ②35° 43′ 05″ N 141° 15′ 56″ E
- ③35° 44′ 54″ N 141° 17′ 06″ E
- ④35° 43′ 07″ N 141° 17′ 15″ E

以上4点を結ぶ直線によって囲まれる範囲の内側の海域とした（図1）。

排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境そのほかの海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であり、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年 環境省令第28号）」第6条第1項に規定するIV海域に該当する。

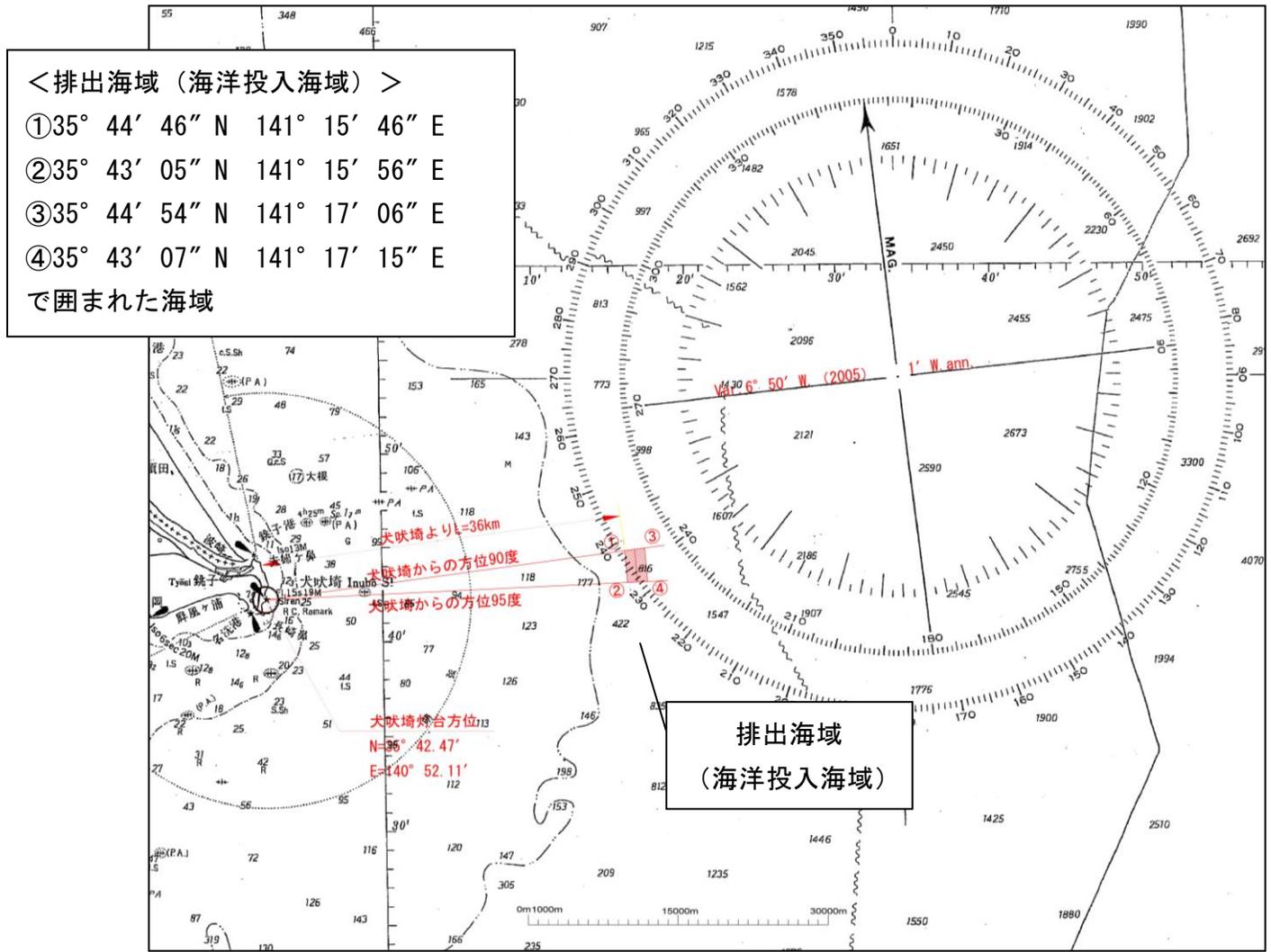
本申請における排出海域については、以下の点を考慮して、環境や漁業への影響が小さいと想定される海域を選定した。

- ・排出海域は、現状の漁場情報を基に、漁業関係者と調整の上、沿岸の共同漁業権区域はもちろん、沖合漁業が実施されている場合にはその海域を避けることで選定した。
- ・排出作業は気象海象条件により左右されるが、約90分を要する。一方、排出海域は水深が深く、アンカーによる固定が不可能であるため、排出船は風や吹送流、海流の影響を受けて移動するため、排出海域の設定にあたっては、当該海域の年間の流向、流速を勘案して、排出作業中に排出船が漂流する方向、距離を推定し、排出時間内に安全、確実に作業が行える範囲を設定した。

また、当該排出海域の周辺に、他の許可における排出海域の存在を確認するため、当該排出海域周辺における海洋投入処分の許可状況（平成29年10月2日時点）を取りまとめたところ、当事務所の外川漁港のみが該当した（表1）。なお、排出海域は同じ箇所である。

表1 当該排出海域と周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量(m ³)	排出海域
17-003	千葉県 銚子漁港事務所 (外川漁港)	平成29年9月11日～ 平成34年9月10日	145,000m ³	①35° 44′ 46″ N 141° 15′ 46″ E ②35° 43′ 05″ N 141° 15′ 56″ E ③35° 44′ 54″ N 141° 17′ 06″ E ④35° 43′ 07″ N 141° 17′ 15″ E に囲まれた地点 ※本申請と同じ箇所



資料：「海図 W87 東京湾至大吠埼」(2008年 海上保安庁)より作成

図1 廃棄物の排出海域